

## 仕様書

- 1 本業務は西部浄化センター内に保管してある電線ケーブル、汚水ポンプ等の機材等の買受及び産業廃棄物の収集、運搬、最終処分業務。
  - 2 売買代金については、収集運搬・処分に掛かった費用（消費税含む）を差し引いた金額とし、契約単価と契約後の確定数量をもって、金額を確定する。
  - 3 本業務はすべて、本仕様書に基づき施行し、市職員の指示に従うものとする。
  - 4 本業務はすべて安全を確認し、万一事故が生じた場合は、請負者の責任において処理するものとする。
  - 5 本業務に際し、他の施設を破損、き損した場合は請負者にて処理すること。
  - 6 本業務において契約（図面等）に適合しない部分が生じた場合は、市職員の指示によって請負者はその費用を負担して速やかにこれを処理すること。
  - 7 本業務に際し、近隣住民に迷惑のかからぬよう充分配慮するとともに、苦情が生じた場合は請負者にて善意をもって解決すること。
  - 8 業務完了後提出書類
    - (1) 完了届 1部
    - (2) 作業記録及び写真 1部
    - (3) マニフェスト※ 1部
    - (4) 買受金額と収集運搬・処分に掛かった費用がわかるもの 1部
- ※産業廃棄物の処理が発生しない又は電子マニフェストで行う場合は提出不要。
- 9 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と請負者とが協議してこれを定めるものとする。